

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 山城千秋  
副会長 宮城政剛



新型コロナウイルス感染症の軽症者等への健康管理を担う医師の派遣について（依頼）

宿泊施設でのミーティング時間の変更

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
新型コロナ感染症の感染拡大に伴い、改めて沖縄県医師会経由で「ミーティング時間変更」の案内がありましたのでご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:上地・上原 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

沖 医 発 第 659 号 F  
令 和 2 年 8 月 6 日

那覇市医師会長 殿  
浦添市医師会長 殿  
南部地区医師会長 殿  
那覇市立病院医師会長 殿

沖縄県医師会  
会長 安里 啓



新型コロナウイルス感染症の軽症者等への健康管理を担う医師のミーティング時間変更について

令和2年7月27日付、沖医発第588号Fにてご依頼しております、みだしの件につきまして、沖縄県医療政策課より、8月10日（月）より、宿泊療養施設でのミーティング時間を下記のとおり変更する旨、通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、大変急な変更でご迷惑をおかけしますが、貴会におかれましてもご了解いただきますとともに、貴会会員等への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

<p>3. 業務内容：宿泊施設でのミーティングへの出席</p> <p>※ミーティングは30～60分間程度で終了する。看護師より健康状態についての報告を受け、必要時には解熱剤等の処方を行う。もしくは、医療機関受診の必要性を判断する。原則として、患者との直接の対面診療は実施せず、情報通信機器（iPad）等を用いた問診とする。</p> <p>4. 手 当：県の規定により支給予定</p>	<p>1回でも「可」です。</p>
---	-------------------

☆ 宿泊療養施設でのミーティング時間	変更前	: 09:00 と 17:00
< 8月10日（月）より変更 >		↓
	変更後	: 09:00 と <u>18:00</u>

沖縄県医師会業務第1課 久場 行き

( FAX:098-888-0089 E-mail:gl@okinawa.med.or.jp )

令和 年 月 日

新型コロナウイルス感染症の怪症者等への健康管理を担う医師の派遣について (回答)

氏名	対応可能日
ふりがな 氏名 : 携帯電話番号 :	月 日 曜日 <input type="checkbox"/> 日程は対策本部に一任 宿泊施設でのミーティングへの出席 <input type="checkbox"/> 9時 <input type="checkbox"/> 18時
ふりがな 氏名 : 携帯電話番号 :	月 日 曜日 <input type="checkbox"/> 日程は対策本部に一任 宿泊施設でのミーティングへの出席 <input type="checkbox"/> 9時 <input type="checkbox"/> 18時
ふりがな 氏名 : 携帯電話番号 :	月 日 曜日 <input type="checkbox"/> 日程は対策本部に一任 宿泊施設でのミーティングへの出席 <input type="checkbox"/> 9時 <input type="checkbox"/> 18時
ふりがな 氏名 : 携帯電話番号 :	月 日 曜日 <input type="checkbox"/> 日程は対策本部に一任 宿泊施設でのミーティングへの出席 <input type="checkbox"/> 9時 <input type="checkbox"/> 18時

医療機関名 \_\_\_\_\_ 連絡責任者 \_\_\_\_\_

Tel : \_\_\_\_\_ FAX : \_\_\_\_\_

## 宿泊施設における医師業務マニュアル ver.2

### 1 はじめに

このたびは、沖縄県が実施する新型コロナウイルス感染症対策へのご協力ありがとうございます。

入院が必要ではないと考えられる軽症者については、病床確保の必要性から、民間宿泊施設を借り上げて療養いただいています。また、患者の診療を行った際に濃厚接触者となった医療従事者のうち、希望する方について宿泊施設に滞在して健康状態の自己観察を実施していただいています。

宿泊施設には、看護師が常駐することで患者と濃厚接触者を見守っていますが、医師の皆様のご協力により、1日2回の回診をお願いします。ただし、後述のように患者を直接診察することは想定しておりません。

電話もしくはビデオ機器を使用した診療の範囲で、看護師に見守りの方針について指示し、内服処方もしくは医療機関搬送の判断をお願いいたします。

### 2 服装

個人防護具を装着しての診療は想定していませんが、動きやすい服装をお願いします。必要であれば、グリーンゾーンにある客室をご用意しますので、そこで着替えていただいたり、シャワーを浴びたりすることも可能です。なお、マスク等の個人防護具は宿泊施設に準備しております。

### 3 内容

午前9時と午後5時のミーティングに参加してください。ミーティングに要する時間は、通常30分程度です。夜勤から日勤、日勤から夜勤へと看護師の引継ぎがありますので、そのなかで医療対応についての疑問に対するアドバイスをお願いします。

ただし、施設内の感染管理については、看護師の業務としております。不明な場合には、感染管理認定看護師への問い合わせを可能としていますので、そちらで解決することになります。よって、原則としては、医師が回答する必要はありません。

### 4 診察

必要な場合には、館内電話もしくはiPadによるオンラインでの問診が可能です。バイタル測定など必要な場合には、看護師に依頼することも可能です。直接の診察を行うことは想定していませんが、医師の判断が必要と考えられるときは、看護師の同行により行ってください。

### 5 治療

原則として、宿泊施設は居宅だと考えてください。よって、点滴等の医療行為は行っていません。ただし、一時的に酸素投与は可能です。継続して必要な場合には、医療機関への搬送をご検討ください。

解熱剤や安定剤などの処方については、紹介元の医療機関（宿泊療養前に受診または入院していた医療機関）に依頼して、処方箋を発行してもらってください。それを家族がとりにいくことが通例です。あるいは、先生ご自身の医療機関に戻っていただき、そこで往診の形式で処方箋を発行することも可能です。取りに行く家族がいない場合には、施設に常駐している全体統括（県職員）が調整いたします。

### 6 搬送

医療機関への搬送が必要と判断された場合には、時間帯により規定の方法があります。看護総括に指示してください。必要な場合には、ためらわずにご判断いただいています。